

浜松市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年

2月24日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年2月24日から2週間浜松市天竜土木整備事務所（天竜区役所内）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月24日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	天竜東栄線	浜松市天竜区長沢 564 番 4 から 浜松市天竜区長沢 561 番 7 まで	前	5.80 ～35.70	112.80
			後	6.00 ～ 54.80	